

第1問

下記枠内は、個人情報保護法に詳しい法律家の講演内容を雑誌記者が要約したネット上の記事の一部である。下記(1)と(2)に答えよ。

……。さらには、第三者提供における「提供元基準」の採用により、第三者提供に当たって提供先が対応表を保有しない場合でも、提供元が保有している場合には「個人データの提供」とみなされることになった。すなわち、本人の同意取得など第三者提供の許容要件を満たす必要があることになった。

「改正個人情報保護法、医療の視点はなぜ抜け落ちたか」の一部
(些末な誤りを白石が訂正したあとのもの)

(1) (4割の配点)

個人情報保護法の分野では、かねてから、「提供元基準」と「提供先基準」との対比が議論されている。「提供元基準」とはどのような基準であって条文においてどのように表現されているのかを、別紙1に掲げた条文(2条と23条のそれぞれ一部)に即して、条文からわかる範囲でよいので、説明せよ。

(2) (2割の配点)

上記枠内の記事の文中で下線を引いた「みなされる」は、法的文書で通常用いられる「みなす」とは異なる意味で用いられている。どのように異なるのかを、説明せよ。

第2問 (4割の配点)

別紙2は、藤田宙靖『最高裁回顧録』144～153頁である(2012年に有斐閣から刊行)。144頁で見出し副題となっている「藤田行政法学」とはどのような学問であるのかを、151頁で見出し副題となっている「法解釈学者」の学問と対比しつつ、別紙2から読み取って説明せよ。

* 別紙2は添付省略。

以上

個人情報の保護に関する法律（抄）

（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（平成二十七年九月九日法律第六十五号による改正の全面施行（公布後二年以内）後のもの）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよ

うにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

8 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9・10 【略】

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 【略】

2～6 【略】